

特別定額給付金 申請をお忘れではありませんか？

令和2年5月20日に市民の皆さまへ発送しました特別定額給付金の申請をまだされていない方は、お忘れなく申請してください。

原則、郵送申請またはオンライン申請としておりますが、窓口での申請も受け付けております。窓口申請の場合、甚目寺庁舎(社会福祉課)、本庁舎(税務課の西隣の特設窓口)、七宝公民館(ロビー特設窓口)の3か所となります。

特別定額給付金は令和2年4月27日時点で、あま市に住民登録のある方が対象となります。申請書が手元にない方やご不明な点などございましたら、ご遠慮なく特別定額給付金担当までお問い合わせください。

申請期限 令和2年8月20日(木)まで。郵送の場合、8月20日の消印有効です。

申請期限を過ぎますと、受け付けできなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 社会福祉課 特別定額給付金担当 ☎462・6681 FAX443・3555

新型コロナウイルス感染症の影響による 徴収猶予の特例制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ一時に納付し、または納入を行うことが困難である方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

対象となるあま市税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての税目(個人市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)及び国民健康保険税など)です。

詳細については、市公式ウェブサイト、または収納課(本庁舎)にお問い合わせください。

納期限	申請期限
令和2年2月1日から令和2年6月30日までのもの	令和2年6月30日
令和2年7月1日から令和3年1月31日までのもの	各期の納期限の日

問合せ 収納課 ☎444・0413 FAX 441・8330

あま市理美容事業者休業協力金申請受付について

あま市理美容事業者休業協力金の交付申請受付を行っております。

本協力金は、自主的に休業した理容業又は美容業を営む事業者の方に対し、協力金を交付するものです。申請期間は7月5日(日)までですので、ご注意ください。

また、申請は愛知県に郵送で行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、休業期間や申請書類等は市公式ウェブサイト、または電話でご確認ください。

本庁舎、甚目寺庁舎及び七宝公民館にも申請書類一式を準備しております。

問合せ 産業振興課 ☎441・7114 FAX 441・8387